



## 消費税増税 10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書

私たちのくらしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。増税と、年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。

厚労省が発表した全労働者の実質賃金は、平成 29 年度まで 7 年連続減少しています。個人消費も前年同月比 3.9%減で、4 年連続減少しています。

また、日銀事務局によれば全国で 35%の世帯が無預金とのこと。全国の生活保護受給者は平成 29 年度で 164 万世帯 214 万人。秋田県は 11,658 世帯 15,080 人の方々を受給しています。くらしは苦しくなる一方です。私たちの可処分所得には消費税がほとんど課税されます。消費税は生活費課税です。

ところが政府は平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げを、あくまで行う姿勢を崩していません。税率 10%への引き上げで一人当たり年間 2 万 1 5 0 0 円、1 世帯当たり (4 人家族) 8 万 6 0 0 0 円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が 5%から 8%になったときの大不況が再来することは明らかです。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題があります。飲食料品と週 2 回以上発行の新聞代は税率 8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など 10%の分の値段は値上がりします。また 8%と 10%の線引きは単純ではありません。そして、2023 年に導入されるインボイス (適格請求書) 制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

今必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

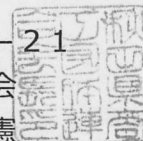
以上の趣旨から下記事項について国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

## 記

平成 31 年 10 月の消費税率 10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと。

平成 30 年 8 月 21 日

秋田市中通七丁目 2-21  
秋田県商工団体連合会  
会長 小玉正憲



大仙市議会議長 茂木 隆 様

